

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書		
模 擬 記 者 会 見 教 育	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－	
	作 成	令和 7 年 4 月 2 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部が委託する模擬記者会見教育（以下，“教育”という。）について必要な事項を規定する。

2 教育に関する要求

2.1 教育内容

本教育は、幹部高級課程学生に対し、事案等発生時の報道対応能力の向上を図るため、民間の広報専門企業等の有する知識及びノウハウ等を活用した模擬記者会見を実施し、講評を行うものとする。

2.2 品名、時期、対象期、場所、単位及び数量

品名、時期、対象期、場所、単位及び数量は、表 1 による。

表 1－品名、時期、対象期、場所、単位及び数量

品名	時期	対象期	場所	単位	数量
模擬記者会見教育	令和7年 7月（10h）	第89期	目黒駐屯地	式	1
	令和7年12月（10h）	第90期			
注記1 上記を基準に官側の指定日に実施（時期は変更する場合がある。）					

2.3 教育実施区分

実施項目は、表 2 による。

表 2－実施項目

区 分	契約の相手方	教育訓練研究本部教育部
教育準備		・ 実施日の決定
	・ シナリオ案の作成	・ シナリオの決定
	・ 講師の情報提供	
	・ 訓練想定等の作成	・ 訓練想定等の作成支援
	・ 資器材の準備	・ 資器材の準備支援
報道対応	・ 模擬記者会見の実施	・ 模擬記者会見における統裁の実施
講 評	・ 講評の実施	
成果報告	・ 教育実施成果報告の作成	

2.4 実施要領

2.4.1 教育準備

a) 実施日の決定

教育訓練研究本部教育部（以下，“教育部”という。）は、原則として、対象期毎、教育実施の 6 週間前までに教育の実施日を決定し、契約の相手方に通知する。

b) シナリオ案の作成

契約の相手方は、教育の目的である「模擬記者会見を実施させることにより、上級の指揮官及び幕僚として必要な広報に関する基礎的事項を修得させる。」ことを考慮し、教育部と調整の上、対象期毎シナリオ案を2件以上作成し、教育部へ提出する。

この際、シナリオ案は、陸上自衛隊で発生する可能性があり、かつ、部隊長等が記者会見をするに適切な事案等であることとし、シナリオの狙いを付記する。また、シナリオ案の提出に併せ、実施計画書のうち実施日までのスケジュール表を提出する。

教育部は、提出されたシナリオ案を踏まえ、提出後1週間以内に、課程毎1件のシナリオを決定する。

c) 訓練想定等の作成

契約の相手方は、対象期毎、決定されたシナリオに基づき、訓練想定（想定概要を含み、事案発生から記者会見までの状況及びその前提または関連事項等）、模擬記者会見実施要領（記者の質問要領等）、模擬記者会見に必要な冒頭発言、お知らせ及び想定問答並びに実施計画書（模擬記者会見時の記者役及びサポートスタッフ等の担任業務等毎に氏名、所属企業等名を記述した編成表を含む。）を作成する。

この際、教育部は、訓練想定等の作成のために必要な支援を実施することができる。

契約の相手方は、教育部の確認を受け、修正等の指示を受けた場合、速やかに修正等を実施し、再提出する。

d) 資器材の準備

契約の相手方は、模擬記者会見及び講評に必要な資器材（会場毎ビデオカメラを含む。）を準備する。

この際、教育部は、マイク、照明、机及び椅子を貸与するとともに、各会見場の資器材の準備支援を実施することができる。

2.4.2 報道対応

a) 模擬記者会見の要領

契約の相手方は、対象期毎、約18コ組（2名／1コ組）に編成した学生を、2コ会見場（各会見場は別想定）において、部隊長等役の学生に対し、契約の相手方が準備した記者役をもって、模擬記者会見を実施する。

この際、会見を実施していない学生は、別会見場（別部屋）を研修する。

b) 模擬記者会見時の記者の編成

契約の相手方は、模擬記者会見時の記者役を1コ会見場あたり3名以上、サポートスタッフ（記者役等の会見時間外を含めた取りまとめ役）を1コ会見場あたり1名以上準備する。

記者役は、テレビ局、新聞社及び報道を主業務とする通信社に所属する記者、または、契約会社とその関連企業等に所属する記者経験者を含ませるものとし、そのうち各1名に各会見場の記者役の質問要領等を統制させる（サポートスタッフと兼務可）こととする。

この際、教育部から記者役の変更を依頼した場合は、すみやかに応ずるものとする。

c) 統裁の実施

教育部は、統裁部となり、事案等発生時の状況を学生に付与するとともに、隷下部隊・部外関係機関等役として、各課程学生と報告・通報、調整等を実施する。

2.4.3 講評

契約の相手方は、記者会見の映像を確認しつつ、各組毎の良好な点・改善を要する点（学生が作成した、お知らせ及び想定問答等の準備内容を含む。）を説明し、その後、総括した評価及び指導案（訓練

想定を狙い、記者の視点から見た望ましい記者会見要領等を含む。)を提示する。また、講評には、学生からの質疑応答を含める。

2.4.4 成果報告

契約の相手方は、教育実施成果報告として、講評内容の文書（全般成果、模擬記者会見時の各組毎の評価及び改善事項等に係るレポート）及び模擬記者会見時の映像（各会見場を撮影した全映像のDVD）を作成する。

2.4.5 提出資料

- a) シナリオ案は、原則として、教育実施の3週間前までに提出する。
- b) 講師の情報は、原則として、教育実施の3週間前までに提供する。
- c) 訓練想定等は、原則として、教育実施の20日前までに提出する。提出後、修正等の指示を受けた場合は、教育実施の10日前までに再提出する。
- d) 教育実施成果報告は、原則として、教育終了後2週間以内に提出する。

2.4.6 その他

契約の相手方は、契約締結後、すみやかにかつ継続的に、教育部担当者と調整する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.2 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。